

条 例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十八号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を、「第六条第一項、第八条第二号、第四号及び第六号並びに」に改める。

第四条第二項中「第十八条まで及び第二十条から第二十四条まで並びに次条」を「第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十五条まで並びに次条、第六条第一項」に改める。

第六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

別表第一の特別特定建築物の欄に掲げる特別特定建築物（同表の規模の欄に掲げる規模に該当する特別特定建築物のうち、床面積の合計が千平方メートル未満のものに限る。）であつて、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階を有するものにおいては、政令第十四条第二項の規定にかかわらず、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

第八条各号列記以外の部分中「部分」の下に「（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）」を加え、同条第二号、第四号及び第六号中「一以上の経路」を「経路（当該利用居室が政令第十五条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改める。

第十条中「第六条第一号ただし書及び」を「第六条第一項ただし書及び第二項第一号ただし書並びに」に改める。

別表第一中「第三条」を「第三条、第六条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第六条及び第八条（第一号、第三号及び第五号に係る部分を除く。）（これらの規定を新条例第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例第二条に規定する特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。